

委員会提出議案第2号

伊達市議会基本条例

令和5年3月20日提出

議会運営委員長 洞口 雅章

伊達市議会基本条例

伊達市議会（以下「議会」といいます。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定めるところにより、本市の意思決定機関としての役割を担っていますが、今日の地方分権の進展は、その議会の役割を一層重要なものにしていきます。

このことから、議会は、議員はもとより議会としての更なる資質の向上と機能の強化を図ることが、市民の求めるところであると認識し、市民に開かれた議会運営を本旨として議会のあるべき姿を更に希求するために、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、議会の役割と責任を果たすべく、議員の資質向上と議会の機能強化に関し、必要な事項を定めます。

（議会の活動原則）

第2条 議会は、わかりやすく開かれた運営を目指すため、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 市民に対する説明責任を果たすため、原則として議会に関する情報を公開します。
- (2) 論点及び争点を明確にした議論を行います。
- (3) 十分な議論を尽くし議員間の合意形成を目指します。
- (4) 広聴活動を通じ、政策の立案及び提言に努めます。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、議会が討論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 市政全体を見据えた視点に立ち、市民の意見及び要望を的確に把握します。
- (2) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たします。
- (3) 政治倫理を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行します。
- (4) 日常の調査及び研究により、自らの資質の向上に努めます。

（議員研修の充実）

第4条 議長は、議員の任期開始の日以後速やかに、議員にこの条例の目的を浸透させるための研修を行います。

（議会情報の公開）

第5条 議会は、市民に対する説明責任を果たすために、次に掲げる議会活動の情報（非公開とする情報を除きます。）を情報通信技術等多様な広報手段を活用し積極的に公開します。

- (1) 本会議及び伊達市議会委員会条例（昭和50年条例第29号）に定める委員会の会議の日程、当該会議に係る資料、審議の状況、会議の結果等
- (2) 議長交際費の使途
- (3) 会派又は議員に交付される政務活動費の使途及びその成果
- (4) 調査のために議員を派遣したときは、その成果
- (5) その他議長が公開の必要があると認める議会に関する情報

(市民の意見等の反映)

第6条 第3条第1号の原則に基づき、議員は、議会の会議を通じて把握した市民の市政に対する意見及び要望を議会の活動に反映させる取組みを行います。

2 第2条第4号の原則に基づき、議会は、前項の規定によるもののほか、必要と認める場合は、把握した市民の市政に対する意見及び要望を施策に反映するよう市長に要望します。

(議長及び副議長志願者の所信表明)

第7条 議会は、議長及び副議長の選挙に当たり、議会の透明性を示すために、議長及び副議長の職を志願する者に所信を表明する機会を設けます。

(議員間討議)

第8条 議会は、十分な議論を尽くし合意形成を目指すために必要と認める場合は、議員間相互の自由な討議の場として議員間討議を行います。

(非常時の議会機能の維持)

第9条 議長は、大規模な自然災害の発生により市民生活が大きく混乱する等の非常時においても、遅滞なく議会機能が維持されるよう必要な措置を講じます。

(成果の検証と更なる機能強化)

第10条 議会は、この条例の目的が達成されているかの検証を不断に行います。

2 議会は、前項の検証に基づき必要と認める場合は、条例の改正を含む適切な措置を講じます。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和5年5月1日から施行する。